

情報公開制度

世田谷区土地開発公社(以下、「公社」といいます。)では、区民の皆様からの請求に応じて情報を公開する情報開示請求をはじめ、各種資料の公開などを通じて運営・経営の透明性の向上に努めております。

1 請求できる方

- ・世田谷区に在住・在勤・在学の方
- ・世田谷区に事務所(事業所)がある人、団体、法人
- ・公社が保有している情報の開示を必要とする理由を明示して請求する人、団体、法人

2 請求の対象となる情報

職員等が職務上作成し、または取得した情報(文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録)

3 情報開示請求の方法

情報公開請求書を公社の窓口へ提出してください。なお、請求書は窓口でお渡ししています。また、遠方の場合などをご相談ください。

4 開示までの期間

請求があった日の翌日から15日以内に開示・非開示などの決定をします。ただし、やむを得ない場合は、決定までの期間を延長することがあります。

5 開示にかかる費用

閲覧、視聴の場合は無料です。写しの交付の場合は有料で、例えば、A3版以下(単色)の文書は、1枚10円です。郵送とした場合、郵便料金は実費相当額を負担していただきます。

6 開示されない情報について

次の情報に該当する場合は、開示することができません。

- ・法令等で公開しないものとされている情報
- ・個人に関する情報(開示できる場合もあります。)
- ・法人に関する情報で、非開示事由に該当するもの。
- ・犯罪の予防、捜査等に関する情報で、非開示事由に該当するもの。
- ・審議、検討又は協議に関する情報で、非開示事由に該当するもの。
- ・公社の運営情報で、非開示事由に該当するもの。

このほか、情報によっては存在しているか否か答えることができない場合もあります。

7 受付窓口

154 - 8504

世田谷区世田谷4 - 21 - 27 世田谷区役所内

世田谷区土地開発公社事務局

電話 03 - 5432 - 2507 FAX 03 - 5432 - 3002

受付時間 8:30 ~ 17:00(土・日・祝日・年末年始を除きます)